

八王子市国民保護計画素案に関する協議会の意見

種別等	素案該当ページ	意見等
全般的事項		素案は、国の基本方針や都の国民保護計画に沿って作成されている。計画策定の段階でも、同様に整合性を図ること。
		計画素案を拝見し、国民保護の必要性や重要性は認識した。しかし、素案の中には、住民が取るべき行動の中で「市長への通報義務」や大規模テロ等の対処の中で「平時における警戒」などの言葉が見られる。これらは、住民を監視する目的ではないことは承知しているが、この計画により、隣人同士が監視し合うようなものとならないように、市民への周知や理解を得られるよう努めていただきたい。
消防に関する連携について	57P	八王子消防署では、平素から八王子市消防団と平常時の火災を始め、各種災害に密接な連携をもって望んでいる。今回の国民保護計画の素案の中でも、その連携を十分、明文化してほしい。 具体的には、警報の内容の伝達方法の中に、『八王子市消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する』という一文を明記する。
	45P	八王子市保護対策本部員の中で、『八王子消防署長』とあるが、これについては『八王子消防署長が指定する消防吏員』と変更する。具体的な記述については、今後相談したい。
基本的人権の尊重について	4P	基本的人権の尊重については、法5条の規定より後退した規定にすべきではない。法5条の規定と同様、差別的取扱いの禁止、思想及び良心の自由の侵害防止（同条2項）も明記すべき。

種 別 等	素案該当 ペ ー ジ	意 見 等
基本的人権の 尊重について	77P	<p>警戒区域の設定、立ち入り禁止措置等が住民の行動の自由や報道機関の取材の自由を侵害する危険があり、違反に対しては罰則があること(法114条)を考えると、警戒区域の設定や立ち入り禁止措置を行う際は、人権に対する配慮と共に、できる限り基準を明確にする必要がある。</p> <p>素案4行目以下では、「その判断は、住民からの通報・・・等により行う」と規定するが不十分である。ここでは、その判断は人権に配慮して慎重に行うべきことと、何らかの基準を例示すべきである。</p>
国民の協力に ついて	4P	<p>国民の協力については、法4条の規定より後退した規定にすべきではない。法4条の規定と同様、国民の協力はあくまでその自発的意思にゆだねられ、強制されない旨(同条2項)を明記すべき。</p> <p>したがって、4ページの該当箇所に、「国民の協力は、その自発的意思にゆだねられることに留意する」等と明記する必要がある。また、各論で国民の協力に関する規定をおく場合は、協力が義務ではなく、任意である旨を明示すべきである。</p>
	33P	<p>訓練に当たっての留意事項の中に、訓練の参加が任意であり事実上強制されないこと、参加しない者が不利益を受けないことを明記すべきである。例えば、文末に、「また、訓練への参加は住民の自主性にゆだねられ、参加しないことで不利益とならないように配慮する」等と追記する。</p>
	54P	<p>国民保護措置に関する協力要請が事実上の強制にならないように、協力は国民の自主的意思にゆだねられていることを明示する(第7章1(2)安否情報収集の協力要請の規定・72Pのように)。</p>

種別等	素案該当ページ	意見等
外国人への配慮について	4 P	<p>高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施について、素案の規定では、4ページ第2文の「国際人道法の的確な実施を確保する」との規定が唐突で違和感を感じる。高齢者、障害者と共に特に配慮を要する者として外国人も併記すれば、この違和感はなくなる。また、国民保護措置の実施にあたり、高齢者、障害者と並べて外国人を特別な要保護者とする他の規定（啓発の方法・40P、警報の内容の伝達方法・57P）とも整合する。</p>
	5 P	<p>外国人への国民保護措置の適用については、本法の性格上、国民保護措置を行うべき場合、特定の国籍の外国人の人権保障に配慮すべき場合があり得る。従って、外国人も国民保護措置の対象であることに留意すると共に、特定の国籍を有する者に対する人権侵害行為が発生することがないように留意するという規定を明記すべきである。</p>
	33 P	<p>訓練に当たっての留意事項の中に「高齢者、障害者などの災害時要援護者」の記述があるが、障害者の次に外国人を明記すること。</p>
緊急物資の運送について	68 P	<p>緊急物資の運送に関しては、避難住民の運送の求めに準じて行うとの一文しかない。都との競合や情報の重複・錯綜を避けるような文章を追記するべきではないか。</p>
今後のマニュアル等の作成について	58 P	<p>今回提示されたものは、市の国民保護の基本的な計画の素案と聞いているので、この段階では具体的な記述が少ないことは理解している。今後、さらに具体的な基準やマニュアル等を作成する際にも、関係機関等の意見を踏まえて欲しい。</p>